

[別 紙]

様式1

事業報告書

(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人桜和会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 盛岡市みたけ四丁目36番32号

(3) 設立認可年月日 平成28年1月14日

(4) 設立登記年月日 平成28年1月18日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	小 田 淳 一	盛岡さくらクリニック管理者
理 事	小 田 三津子	
同	小 田 知 靖	
同	小 田 翔 一	
同	小 田 英 人	
監事	藤 田 治 彦	

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	盛岡さくらクリニック	盛岡市みたけ四丁目36番32号	一般病床 なし

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年7月28日

令和2年度決算の決定・承認

令和4年5月31日

理事・監事の改選

様式 2

法人名 医療法人 桜和会

※医療法人整理番号

389

所在地 岩手県盛岡市みたけ四丁目36番32号

財 産 目 録

(令和 4年 5月31日現在)

1. 資 産 額	322,873 千円
2. 負 債 額	291,343 千円
3. 純 資 産 額	31,530 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	115,952
B 固 定 資 産	206,921
C 資 産 合 計 (A+B)	322,873
D 負 債 合 計	291,343
E 純 資 産 (C-D)	31,530

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 桜和会

※医療法人整理番号

389

所在地 岩手県盛岡市みたけ四丁目36番32号

貸 借 対 照 表

(令和 4年 5月31日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	115,952	I 流 動 負 債	41,386
II 固 定 資 産	206,921	II 固 定 負 債	249,956
1 有 形 固 定 資 産	105,508	負 債 合 計	291,343
2 無 形 固 定 資 産	3,146	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	98,266	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	21,530
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	31,530
資 産 合 計	322,873	負債・純資産合計	322,873

様式4-2

法人名 医療法人 桜和会

※医療法人整理番号

389

所在地 岩手県盛岡市みたけ四丁目36番32号

損 益 計 算 書

(自 令和 3年 6月 1日 至 令和 4年 5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	144,913
2 事業費用	148,142
本来業務事業損失	3,229
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,229
II 事業外収益	21,240
III 事業外費用	2,821
経常利益	15,189
IV 特別利益	88
V 特別損失	530
税引前当期純利益	14,746
法人税等	2,603
当期純利益	12,143

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人桜和会

理事長 小田 淳一 殿

私は、医療法人桜和会の令和1会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年 7 月 30 日

医療法人桜和会

監事

藤田 治彦